

# 「研究倫理」の10の課題

土屋 貴志（大阪市立大学大学院文学研究科）

構成：吉田幸恵（群馬パース大学）

## 日本の「研究倫理」教育の現状

- 現在日本では「研究倫理」の研修や教育が行われても、多くの課題や留意事項に関する知識を表面的に憶えさせることに終わってしまう場合が多い
- 単なる暗記に終わらせないよう事例に即した学習を取り入れても、憶えた知識の意義が理解されていなければ、事例分析に活用できない
- せっかく学習した内容も、研修や教育が終わるとともに忘れ去られてしまいがち

## 「研究倫理」教育の改善へ向けて

- こうした研究倫理教育に関する現状を改善するためには、学習する内容の「メリハリ」を明確にする必要
  - それぞれの課題や留意事項の間の違いに気づかせる
  - それぞれの課題や留意事項について、なぜ、何のために学ばなければならないのか、という理由を理解させる

## 「寄せ集め領域」としての「研究倫理」

- 日本の「研究倫理」は、必要に迫られて課題や留意事項が集積されてきた
- 課題とされるようになった歴史的経緯も目的も異なる事項が「研究倫理」の名の下にいわば「寄せ集められている」というのが、今日の実態
- 目的と歴史的背景の相違に着目するとそれらを10の諸課題に区分できる

# 10の課題

## ①研究に対する圧力の適正な処理

- 利益相反（COI）
  - 厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針（厚生労働省、2008）
    - 責務相反：本務と相反する兼業上の責務など
    - 経済的利益相反（狭義の利益相反）：個人として、組織として
- 権力的影響：
  - 安全保障技術研究推進制度（2015～）：プログラムオフィサーが研究内容に介入する懸念
    - 世界的には、学術研究は軍事的資金によって振興されてきた例が少なくない
  - 国や自治体の政策、政府や首長の政治的思惑、研究機関の都合など

## ③研究者の安全確保

- 実験室内の事故の防止
  - 危険な化学物質（毒劇物試薬など）、放射能（放射性物質や放射線発生装置）、病原体、実験機器などの管理
- 科研費計画調書にいう「安全対策に対する取組を必要とする研究」
- 指針・法令等に基づいて対策と措置を講じる必要

## ⑤環境汚染の防止

- 実験室外へのバイオハザード、化学的汚染、放射能汚染など
  - 「安全対策に対する取組を必要とする研究」
- 例) 遺伝子組換え生物
  - 環境放出実験への危惧
  - 環境汚染事故への危惧：国立予防衛生研究所（現・感染症研究所）の新宿区戸山移転反対訴訟（1989～2005）など
  - 組換え技術の簡易化：ゲノム編集など

## ⑦研究費不正使用の防止

- 総合科学技術会議2006「共通的な指針」  
→ 文部科学省2007ガイドライン、経済産業省2008指針、厚生労働省2014ガイドライン  
= 「コンプライアンス（法令遵守）教育」  
違反には研究費返還、助成金応募資格停止、懲戒処分、刑事罰
- 公的資金：出資者は国民
  - 行政による調査システム（例：米国研究公正局）
- 私的資金（財団、企業など）：出資者への責務

## ⑨研究成果としての製品を使う消費者の保護

- 研究成果が製品化され販売された場合、製品を使った消費者が被害を被る可能性
  - 医薬品（→薬害）、医療機器、食品（遺伝子組換え生物などを含む）、化粧品、電気/ガス用品、交通機関（自動車、鉄道、飛行機、船舶など）
- 研究過程の規制
  - 薬機法（2013～）
  - GCP
- 製品の規制
  - 安全性：食品、化粧品、消費生活用特定製品、電気用品、ガス用品、LPG用品など
  - 有効性：医薬品、医療機器、特定保健用食品

## ②研究過程における被験者の保護

- 科学研究や技術開発のために、研究対象者（被験者）の人権が侵害された多数の事例  
→ 被験者を保護する政策や法や指針の制定
  - 全米研究法、ヘルシンキ宣言など
- 日本では「ミレニアム指針」（2000）以降
  - 医学や農学などの生命科学とその成果の産業化が国策として振興されるようになり、各種の研究倫理指針が欧米に倣って整備された
- 米国発の標準的手続き：インフォームド・コンセントと「倫理審査」
- 個人情報保護も

## ④実験動物の虐待防止

- 動物愛護・解放運動 → 動物実験反対運動（19世紀～）
- 「動物実験委員会」の審査に基づき、施設の長が承認する手続き
- 三つのR
  - Replace（代替）：コンピューター・シミュレーション、培養細胞、微生物、低等動物に置き換える
  - Reduce（削減）：用いる動物数を減らす、動物の死を最小限にする
  - Refine（洗練）：不必要な苦痛を除去するか減少させる

## ⑥研究不正の防止

- 総合科学技術会議の2006決定  
→ 文部科学省2006ガイドライン、厚生労働省2007指針、経済産業省2007指針 = 狭義の「研究倫理教育」
- 特定不正行為（FFP：捏造、改竄、盗用）、好ましくない研究行為（QRP：データや記録の管理不備および提供拒絶、学生の不適切な研究指導や搾取など）
- 研究成果の真正性を確保することが目的

## ⑧研究成果の発表における不正防止

- 研究そのものの不正ではないが、発表の仕方が不適切
  - 著者づけ（オーサーシップ）
    - ギフトオーサーシップ → 謝辞の扱い方
    - ゴーストオーサーシップ
  - 業績の水増し
    - 二重投稿/出版
    - 細切れ（サラミ、ポローニャ）出版
  - 先行研究の不適切な参照
  - 著作権侵害（自分が著作権者でない場合も）

## ⑩研究成果の利用に対する責任

- 「デュアルユース」
  - 軍民両用：民生的な研究の科学的成果や開発された技術が、軍事目的に転用される
    - 学問研究が軍事利用に結びついてきた歴史
  - 善悪両用：人類の幸福を目指す科学的成果や開発された技術が、テロや虐殺に利用される
    - 「安全保障輸出管理」
- 「科学や技術は中立的」か？「道具にすぎず、使う人間次第」なのか？

## なぜ並列的・網羅的な構成になるのか

- 教科書やe-learningにおいては扱うべき課題を網羅することが目指されるため、「あれも、これも」と課題が並べられる
  - どれが柱となる事項（普遍的な原理）で、どれが派生的な事項（原理を具体化した規則や留意事項）なのか、わかりにくくなる
- 教育や研修の機会や回数が少ないほど、押さえるべき事項を欠落させないように網羅的に扱いがち

## 実りある研究倫理教育を目指して

- 十分な回数と時間を確保すべき
  - そうすれば、重要度の高い事柄から順次、事例等を用いて行うことも可能
  - 事例に即すことで、その事項に留意しなければならない理由の理解が進む
- 今日の事例に則して学ぶだけでなく、それらの課題が、なぜ、どのようにして課題とされるようになったのか、歴史的経緯を明確に説明することが有効